

第13回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 平成26年7月18日（金）13:30～14:20
場 所 家の光会館 7階コンベンションホール

資 料

- 資料1 前回総会議事録（案）
- 資料2 議案 連絡協議会会則改正の件
- 資料3 企画改善部会検討結果報告
- 資料4 I C B Aからの報告

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局笹井から、現在の会員団体総数454団体、定足数227団体に対して、出席団体数102団体、委任状提出が183団体、合計285団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶（I C B A 島崎理事長）

共用データベース本稼働から5年目に入った。この間、利用者の皆様方からのご意見を踏まえ、システムの改善を進めてきた。

昨年度は建築士システムの導入円滑化のため、予算措置ができるまでの1年を限度とした無料版提供と、既に有料で使っていた場合の利用料値下げを行い、現在では特定行政庁及び指定確認検査機関の概ね8割でご利用いただいている状況となった。特に建築士法関係団体におかれては、全国すべての機関でご利用いただいております。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

当財団では通知報告配信システムの普及に力を入れており、普及策として試行運用などをお願いしている中で、今年度もいくつかの県で利用が開始される場所がある。

先の通常国会で建築基準法、建築士法が改正され、その内容が順次施行される見込みであるが、今後は企画改善部会等を通し、皆様とより一層緊密に情報交換を行い、改正内容を共用データベースに迅速に反映させてまいりたい。

共用データベースが充分活用され、円滑な建築行政に資するよう財団をあげて今後とも取り組んでまいりたい。引き続き、皆様方のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

3. 国土交通省挨拶（原田専門官）

日頃より建築行政及び建築士行政にご尽力いただきお礼申し上げます。

一昨年頃から発生している建築士免許偽造事案や、建築士に課せられた定期講習の未受講者への対応など、建築行政共用データベースは有効な手段だと考えている。引き続き、建築士資格の確認、定期講習の受講歴の確認にご協力いただきたい。

今年6月27日に、議員立法により建築士法が改正された。

改正経緯は、昨年11月に建築設計関係三団体より共同提案が出され、自民党の議員連盟での議論を経て、先の国会で成立したものである。

その背景として、設計業界では従来契約書が書面で交わされることがあり、責任関係が不明確でトラブル発生時に問題が大きくなることがあること、建築士の成りすまし事案への対応の必要性などがある。

改正の概要は、資料に記載のとおり5つである。

1つ目は、書面契約を義務化して設計等の業務を適正化していこうということ。

2つ目は、管理建築士の責務を明確化し、建築士事務所の技術的な部分を強化していこうということ。

3つ目は、免許証提示の義務化や書換え規定の明確化により、紙の免許証からカード型への切り替えを促していこうということ。

4つ目は、省エネ等への対応で、建築設備士の重要性がより高まってきたことを受け、従来省令に規定されていた建築設備士を法律上に位置づけようということ。

5つ目はその他であるが、建築士法にも暴力団排除規定を入れること、建築士個人に対する調査権の新設（従来は調査権は建築士事務所までであった）、建築士事務所の登録事項に所属建築士を追加することである。

業界側の提案を受けた改正であるが、内容が盛りだくさんで、かつ業界側に厳しい対応となっている。

施行は公布後1年以内なので、来年6月までにと考えているが、それまでに政省令の改正をした上で、業界等への周知、運用に当たっての技術的助言等、情報提供は適宜行っていく。

建築士法改正に適切に対応できるよう、皆様の業務においては共用データベースシステムを十分に活用していただき、引き続きご協力をお願いしたい。

4. 会長挨拶（東京都 久保田）

本協議会では共用データベースシステムに関する要望のとりまとめや活用方策、普及策の検討を行ってきたが、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士法関連団体の皆様のご意見も積極的に賜りたい。

I C B Aにおいては予算上の制約はあるかと思うが、利用者の要望に適切に対応されるようお願いする。

建築行政に情報技術を十分に活用し、効率的に業務を行っていただけるよう、本協議会として対応していきたいと考えている。

5. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 付議事項 連絡協議会会則改正の件

連絡協議会会則改正について事務局より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

(3) 報告事項

① 企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

最近、電子申請に対応した機関と未対応の機関が分かれてきている。電子申請を始めるに当たり、データベースシステムを開発している I C B A が（作成者として）一番適していると思うが、まとまったガイドラインがあるか。また、今後電子申請を誘導する企画プログラムがあるか。（建築検査機構株式会社）

→電子申請については、I C B A からの報告の最後に掲載している。現在、ガイドラインを作成しているところである。（事務局）

② I C B A からの報告

I C B A からの報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

今後利用料が安くなる見通しはあるか。（建築検査機構株式会社）

→直ちに改定する予定はないが、利用者数を見ながら検討していく。（事務局）

I C B A のシステムのデータベースの構成は、確認申請と検査申請を紐付けする考え方であるが、そのような構成とした理由は何か。確認申請に検査結果を追記していく構成の方が、間違いが少ないと思われる。

また以前 I C B A より、申請者から緯度経度情報の提出を受けることにより、自動的に地図上にプロットされる仕組みがある旨の説明を受けたが（I C B A 注：平成 12 年にリリースしたシステム）、数値が誤っている場合、実際の位置とは全く異なる場所にプロットされるリスクがある。現在は、通知・報告配信システムでデ

ータが取り込めることになっているが、その場合のデータのチェックはどのように行っているか。(久留米市)

→データベースの構成については、中間検査が最初に出される場合を考慮し、申請単位となっはいる。但し、紐付けやデータコピーの機能により、データベースの構成の相違は操作上ほとんど影響がないと考えている。

平成12年にリリースしたシステムでは、申請者から緯度経度データの提出を受けて地図上に自動的にプロットする仕組みを設けていたが、現在の地図システムは緯度経度データによらず、目視でプロットする仕組みである。

通知・報告配信システムで取り込んだデータについても、それを地図上にプロットするのは目視であり、位置の自動チェック等の機能はない。(事務局)

以上